

平成26年9月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成26年9月16日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 藤江信義君
企画課長 関富夫君	財政課長 関利幸君
税務課長 鈴木克己君	市民課長 渡辺茂雄君
介護健康課長 大鐘裕之君	生活環境課長兼 清掃センター所長 齋藤恒夫君
福祉課長 花ヶ崎善一君	都市建設課長 藤平喜之君
農林水産課長 関善之君	観光商工課長 酒井清彦君
水道課長 岩瀬健一君	会計課長 岩瀬義博君
教育課長 軽込貫一君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 植村仁君
------------	-----------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第30号 勝浦市過疎地域自立促進計画の策定について

議案第31号 勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 勝浦市母子世帯高校就学費補助条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第34号 工事請負変更契約の締結について
議案第35号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算
議案第36号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第37号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
議案第38号 平成26年度勝浦市水道事業会計補正予算
議案第39号 決算認定について
（平成25年度勝浦市一般会計歳入歳出決算）
議案第40号 決算認定について
（平成25年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算）
議案第41号 決算認定について
（平成25年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算）
議案第42号 決算認定について
（平成25年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算）
議案第43号 利益の処分及び決算認定について
（平成25年度勝浦市水道事業会計決算）

第2 休会の件

開 議

平成26年9月16日（火） 午前10時開議

○議長（岩瀬義信君） ただいま出席議員は18人全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（岩瀬義信君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第30号 勝浦市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 第30号について、2点質問させていただきます。総合計画との重複が項目では多く見られるわけですが、総合計画との重なり及びこのプラン独自のもの、違いといたしますか、重複する、重なることと違いがどういうふうに、それぞれあるのかという

のをお尋ねしたいことと、あと、財政措置の具体的な姿がここに盛られている計画の中で、過疎債を使うなどの財政措置がどのような具体的な姿をとるのかをご説明いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。総合計画との重複というお話でございますけれども、今回の議案を出しました計画につきましては、基本的に総合計画の第2次計画のほうから抽出したものを選考しております。

また、新規のものにつきましては、お手元の資料もお配りさせていただきましたけれども、若者等定住促進奨励金、これについて新規としてさせていただいております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 利幸君） お答えいたします。この事業、この計画に基づきまして、過疎債を基本的に充当すると。それによりまして、過疎債の場合ですと、交付税算入率が70%ということで言われておりますので、なるべく有利な方向性をもって地方債を活用すると、そのような形になります。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 基本的に総合計画とこの自立促進計画とは重なっているということがご説明されたと思うんですけども、とすれば、この自立促進計画自体は何のためにつくるのかということなんですけども、総合計画があって、今回新しく新規に入れたその計画も総合計画のほうに今後反映するのであれば、同じような計画が二本立てでできるというふうに見えますけれども、実際そういうことなのかどうか。

2点目に、今回の財政措置につきましては、具体的にはどの事業が過疎債を充当する事業になっていくのか、もうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。基本的に、第2次実施計画と重複される計画でございますけれども、何のために重ねて計画に上げるかというご質問だと思いますが、これについては、今後、これから事業を展開していく中で過疎債の措置を受けるために、過疎地域自立促進特別措置法の中で定めて事業を進めるようになっておりますので、この計画について策定をしようとするものでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 利幸君） お答えをいたします。今回の補正予算にも計上いたしておりますので、その関係でお答えを申し上げますと、ソフト分として3,500万円、ハード分として7,520万円を予算に上げさせていただいております。その内容といたしますれば、3,500万円のソフト事業につきましては重度心身障害者医療、子ども医療、あとは遠距離通学対策ということで合計で3,500万円を予定しておるものでございます。ハード分といたしますれば、旧勝浦警察署跡地の整備、あとは小規模治山緊急整備にかかわる事業、あと、道路関係の事業、これらをハード分として7,520万円、地方債のほうを計上いたしておる状況でございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） この計画の期間についてお尋ねしますけれども、平成26年度から平成27年度という期間で計画を策定されているわけですが、法律上、もっと長い期間とれると思ひ

ますが、なぜこの期間に限ったのかということと、平成27年度以降の計画はいつ、どのように準備されるのかというお尋ねをしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。平成26年度、平成27年度の計画期間という形にした理由ということでございますけれども、これにつきましては、県のほうの指針ですとか、計画に合わせて策定する必要がございます。その関係で平成26年度と平成27年度の計画とさせていただいております。その後、平成28年度以降につきましては、改めて策定をするという計画でございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） この計画が今回提案されて、当初よりも1議会早くということで出てきました。そういう中で、この計画をつくるに当たって、市民に対してのパブリックコメント等も実施はされてきたと思います。パブリックコメントを出して、大体わかりますけれども、まずどういう方法で、いつからいつまでどのように出して、そしてそのパブリックコメントに対する市民の方からの意見等はどんなものがあつたのか、まずお伺いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。自立促進計画に関しますパブリックコメントの方法ということでございますけれども、これにつきましてはパブリックコメントのほうの期間は、平成26年7月26日から8月15日までとさせていただきました。方法といたしましては、基本的に勝浦市のホームページに掲載をさせていただくとともに、回覧によりまして、パブリックコメントの実施について、市民の皆様にも周知をさせていただいております。

パブリックコメントの意見につきましては、4件ご意見をいただいております。3件が個人からいただいております。1件が法人からいただいております。内容的には施策関係ですね、さらに細かい事業を行ってほしいですとか、そのような内容の意見でございます。また、新たな再生可能エネルギーについて、計画のほうに載っていませんけれども、それについて検討してほしいような内容のものをいただいております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） ありがとうございます。4件の意見ということで、今、細かい説明がありましたが、こういう意見をくれた方には、市長の手紙じゃないですけど、どんな対応をされているのか。あと、これまでもそうなんですけど、この計画ばかりじゃなくて、それぞれのいろんな計画やプランがパブリックコメントという手法を通じて公募されていますが、その媒体が、いつもホームページと回覧ということで、回覧の場合は、市役所及び図書館等にこういうものを置いてということになるんですけど、実際、ホームページでこれがどうやって普及しているかというのが、これからはホームページを使っているいろんな広報等実施していくでしょうし、最近では、スマホみたいなものでも対応できるというようなことをやっている市町村が大分増えてきていますが、このホームページについて、企画課、市として市民がどの程度、何パーセントぐらいこれに対応できているのか承知していれば確認をさせてください。それと回覧と、あと、見る場所が非常に限られていて、市の企画課なり図書館なりということになっていきますと、それぞれ不便地区もありますので、もっと広く、各集会所というかコミュニティセンター、そういうところにも、通常人がいないと思いますが、何か見える機会を、この期間だけでも増やす

ことはできないのかということで確認させてください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。パブリックコメントに関しまして、周知の広報関係でございますけれども、まず、ホームページをどのくらいの割合の方がごらんになられているかということについては、現在のところ市として明確に把握はしておりません。また、これからパブリックコメントを見る場所につきましては、現在、市役所ですとか、図書館ですとか、公民館、興津も含めてやっているところでございますけれども、コミュニティセンターのほうも考えたんですが、おっしゃるとおり常時あいているということがございませんでしたので、置いてはございません。この先につきましては、いろいろ考えていかなければいけないというふうに自覚はしておりますのでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第30号は総務常任委員会へ付託いたします。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第31号 勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 勝浦市母子世帯高校就学費補助条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題とします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○8番（岩瀬洋男君） それでは、議案第31号の勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部改正についての質問をさせていただきます。特に第4条の名称の改正ということでございますが、説明の中では興津公民館を集会所として活用するために、今度、こういうふうにするということではありますが、より効果的に利用していこうということだと思います。この議案上程に当たりまして、公民館運営審議会が開催されてその議論の中で幾つかの要望もあったと聞いています。そういう内容も含めまして、一度ご説明いただきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えです。7月31日に勝浦市公民館運営審議会を開催いたしましてお諮りしたところでございます。その中での意見として、興津公民館を集会所とすることについて、おおむね了承しますが、次の3点について厳守してくださいという意見がございました。1点目として、今の公民館事業の質を落とすことなく、新しい施設、集会所となっても、失礼しました。12月に開館いたします交流センター、また興津の公民館を集会所としたところにおいても実施していくと。そこで、条例または規則にて明記すること。2点目が、地元興津区の詳細を得ること。3点目が、新しい施設になっても公民館の利用サービスの基準を落とすことがないことというような意見がございました。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○8番（岩瀬洋男君） 今、3つ言われましたけれども、最初の1つ目の理解がしづらかったんですけれども、要するに質を落とすことなく、現状の公民館のサービスを続けていきなさいということ、それを厳守してくださいといったような意味と理解をしました。それを条例とか規則で、ある程度ルールを明文化していただくというような理解をしましたが、もし違ったら、後で直していただければ結構なんですけど、そういう公運審の中で、今、そういうお願い事というか厳守してくださいという話の中で、それを執行部サイドでどう対処していくかということもあるんですが、例えば条例とか規則で現状の体制を維持するよにというようなことを明文化していくときに、条例などは、我々の目に触れるところで見ることができるんですが、規則だとなかなかどう変えていっていいかわからないというか、議員のほうでもチェックができないということがあって、それに疑問を持っている方もいらっしゃるということを聞いています。その辺の規則でどう決めていくのか、現状の体制をどう維持していくのかというのを決めていくのかといったような規則上での担保がとれるのかどうかといったことについて、ご説明をいただきたいと思います。

それから、2つ目、地元の了解ということなんですけれども、地元の了解は、多分とられているんだろうと思います。話し合いが持たれていると思うんですけども、その辺の経過というか、結果というか、それについてお話をいただきたいということが2つ目です。

それから、3つ目は、先日ある人たちと話をしていて、今度、公民館が集会所になりますということで話をすると、即座に、集会所になっちゃうと誰もいなくなっちゃうのというような話が出てきます。それは一番最初の質問と関連してくるわけなんですけど、そんなことはありませんよ、今の形はそのまま移行していくと思いますというような話はするんですけど、だったら公民館のままでいいじゃないかという話もあるわけです。そもそも今、公民館から集会所にするといった理由、明確なこういう理由があって、公民館から集会所にしますと。活用するためというだけではなかなか説明がしづらいので、3つ目としてその辺の説明をお願いしたいと思います。

4つ目として、千葉県内で公民館のない自治体がほかにあるのかどうか。これは確認ですが、もしわかれれば教えていただきたいと思います。

それから、この条例を読んでも、執行日というか、いつから始めるか書いていないんで、いつからこれをやるのか、今現在でわかれれば、それも教えていただきたいと思います。

最後、6つ目になりますけども、勝浦市コミュニティ集会施設管理条例の第3条の2で、ここではまだ規則なんですけど、館長において専決することができる事項等の表というような、館長という表現があるんですけど、公民館がなくなるわけですから、館長自体がなくなってくるだろうと思います。体制の問題になるんで、公民館の運営がどうのということではないんですが、誰かがそういう指示をして集会所に対して与えていくような体制がとられると思いますけれども、現時点でそういう体制をある程度考えているのであれば、それについてのご説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えします。まず1点目の規則で担保されるのかというご質問でございまして、現公民館で実施しております事務事業の全てを新しい勝浦市芸術文化交

流センター設置管理条例施行規則の中で分掌事務として明記して担保してまいります。また、勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例第8条で、交流センターの運営に関する重要な事項について審議するため、勝浦市芸術文化交流センター運営協議会を置くとして規定しております。その中で、今後規則の中で本協議会は交流センターの行う業務に対して意見を述べる機関とすることと規定いたしまして、必要に応じて本運営協議会の皆様のご意見を伺っていくということで、市の内部だけで決定していくものではございませんし、規則においても公表はしてまいります。

2点目の興津公民館建て替えの話に関する興津区の説明、話し合いの関係でございすけれども、去る8月6日に興津区長を含めた3役に説明させていただきました。説明内容につきましては、今後、現興津公民館の建て替え計画がある旨の説明をいたしまして、建設場所、規模、施設の名称について興津区としての考えを伺いました。役員の皆様は、そのときには施設の名称は特にこだわらないとのことでございました。去る8月17日なんですけれども、興津区の区会があるということで、区会の中でも考えを伺うということで、8月6日はそういう経緯でございました。8月17日の興津区の区会でのご意見を、区長から18日に報告を受けました。その内容につきましては、施設名称についてはこだわらないとのことでございました。また、建設場所、規模については市に一任するというご意見を頂戴いたしました。

3点目の、そもそも今、公民館を廃止して集会所にする理由ということでございますが、本案は、12月に開館予定であります勝浦市芸術文化交流センターが地域住民の相互交流を目的としております。地域活性化の拠点として文化交流等の都市施設、コミュニティー活動を支える中核的な施設として位置づけられた地域交流センターとして地域住民が多様な交流活動を通じ、交流人口拡大による活力あるまちづくりを推進する拠点として開館後の活用が、今後、期待されております。そのような中で、今後、勝浦市芸術文化交流センターを、これまでの公民館及び集会所の中核的な位置づけとなる施設といたしまして、公民館及び集会所の各地区に交流活動を分散していく役割として、現在の興津公民館は公民館事業を継承しながら公民館事業としての社会教育事業の実施はもとより、より一層の社会教育事業の推進及び地域交流の場として公民館としての枠を超え、地域住民の幅広い学習活動を支援できる施設としようとするものでございます。勝浦市芸術文化交流センターと4つの地区の社会教育施設を合わせまして、総合的に事業展開することによりまして、市民全体のために、市民の芸術文化交流、イベント活動を支援できる交流人口の増加によって活気みなぎる新たなまちづくりを推進していこうとするものでございます。

4点目の県内に公民館のない自治体があるのかというご質問でございますが、現在、千葉県内には4つの町に公民館がございません。横芝光町、多古町、神崎町、栄町、以上の4町でございます。

5点目の、この条例の規則で定める日から施行するとあるが、いつからというご質問ですが、12月1日からの施行の予定でございます。

6点目、コミュニティ管理規則第3条の2で、館長において専決することができる事項との表記があるが、館長とは誰になるのかというご質問でございますが、現在、人事担当のほうと協議中でございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○8番（岩瀬洋男君） 12月1日から新しい体制の中でやっていくと。地元の了解もある程度得ているということでございまして、一番最初の規則の中でも十分約束事が担保できるということでございました。

あと、そもそも論の中で、今、説明あったように、地域交流を、今までの社会教育活動を超えて、興津公民館で言えば幅広く使えるようになるといったようなことだと思いますので、地元の人にとっても、ある程度、その辺のヒントが欲しいと思いますので、これから集会所に変わりますというときに、ホームページやら広報とかで伝えていくと思いますから、そういう中ででもぜひ新たにこういう機能が、こういう活動ができるんですよといったようなことも説明していただければと思いますので、それだけお願いして質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 議案第31号について3点お尋ねいたします。1つは、経過についてなんですけれども、私も公民館運営審議会の一員として出席させていただいた場では、交流センターの職員が公民館の職員を兼ねることはできないということで、公民館と交流センターの一体的な運営を進めていくためには、公民館を廃止して、公民館職員を交流センターの職員にして、それぞれの興津も含めた集会所の運営と交流センターの運営を一体的にやっていきたい、そのために今回の興津公民館から興津集会所に変更するという条例を提出したいというご説明だったんですが、例えば君津市ですけれども、君津市には複数の施設で交流センターと公民館が併設をされ運営されております。そして、その職員は、公民館職員としての辞令と交流センター職員としての辞令の2通の辞令を受けて統一的な仕事をしていると聞きました。このような事例が既にある、君津市のこういった施設については、勝浦からも事前に視察に行っておられるということですので、交流センターと公民館を併設してやる道があるということは十分承知の上であつたろうと思うんですが、今回、このように公民館を廃止するというような方向を打ち出されたことについては、私はどこかでボタンのかけ違いが起こったのではないかと感じているわけなんですけれども、経過の説明の上で、よそでは交流センターと公民館の併設という道を選んでいるにもかかわらず、勝浦市がそれを選ばなかったという経過があつたと思うんですけれども、その経過について、なぜそんなことになったかという説明をいただきたいと思います。そのことが今回の公民館条例を廃止してコミュニティ集会施設設置管理に一本化するという条例の提出理由にもなるんじゃないかと思うんです。

2点目は、今、るる説明がありました公民館運営審議会における第1点目の公民館活動の成果を引き継ぎそれを発展させるという担保を、条例において担保を持たせるべきだという意見があつて、それを今回の条例改正について、どこにその担保があるかということで、今、新しい芸術文化交流センター設置管理条例施行規則上に公民館活動の成果を引き継ぎ発展させる旨の詳細を規則で明文化するというご説明でしたけれども、そのことによって、担保されるかどうかという保証があるのかということなんですけれども、特に議会の承認から離れてしまうという点が非常に大きな問題点としてあるかと思うんですけれども、条例ならば議会の承認事項ですけれども、規則において担保するということなんですけれども、本当に担保できるのかどうかということ、その保証はどこにあるのかということが質問の第2点目であります。

3つ目には、今回のコミュニティ設置管理条例の第13条ですが、今回の改定のあれにはなっておりませんけど、「この条例の施行に関して必要な事項は規則で定める」という条文なんで

すけども、ここに、「なお」として、「勝浦市公民館条例の廃止に伴い、その成果を引き継ぎ発展させるために詳細は勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例施行規則に定める」というような条文を、第13条にぜひつけ加えるべきではないか。それが条例及び規則において、それを担保する一つの最低限の保証になるのではないかと思いますので、その点についてご見解をお伺いしたいと思います。

あと、議案第33号につきましては、該当者がどの程度いらっしゃるのかということをご質問させていただきます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。1点目の君津の施設との関係で勝浦市の芸術文化交流センター、最初の出発点が、先ほども回答いたしましたように、地域住民の交流を目的といたしまして、地域活性化の拠点として文化交流等の都市施設、コミュニティ活動を支える中核的な施設として位置づけられた地域交流センターとしていくということでございまして、君津と出発点が異なるというところでございます。

2点目の公運審の関係の担保の関係でございすけども、これも先ほど回答いたしましたとおり、勝浦市芸術文化交流センターの協議会の中で、今後どうあるべきかということも審議していただくということが当然必要になってきます。規則についても市で最終決定いたしましたとしても公表はしていきます。その中で運営協議会にいろいろとご意見を伺って、改正できるものについては改正していくということをお諮りしていきますので、その中できっちりと担保できるというふうに考えております。

3点目に、コミュニティ条例の13条の中に、担保の関係を加えるべきというようなご質問でございすけれども、先ほどの回答と同じように、今のところ条例の中にはつけ加えていく予定はございません。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。被世帯の該当者についてということでございすけれども、別途9月の補正予算にも計上してございすけれども、世帯把握実数としては11世帯、見込みとしては4世帯ということで15世帯を計上させていただきました。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 1点目の君津については、出発点が違うという答弁なんですけれども、交流センターと公民館併設という施設は、当初から勝浦市は予定していなかったという意味にとれるんですけれども、そもそもが公民館を廃止するという考えでスタートされたんでしょうか。交流センターと公民館を併設するという考えは毛頭なかったということ、その理由は何なのかというのを説明をいただきたいと思います。

それから、公民館活動のこれまでの成果を引き継ぎ、発展させるという考えは、公民館運営審議会の中では、全委員が一致している考えで、そのことによって担保を求めたということだと思いますが、市のほうとしては、公民館活動の成果を本当に引き継ぎ発展させる、そのことが必要だというお考えがあるのかどうかを改めて確認をさせていただきたいと思うのです。

公民館運営審議会の委員の皆さんは、名前にはこだわらないけれども、実は残すんだと。公民館活動のそういった成果や今後の発展についてはその実を残すということを求めておられるわけで、そのことが保証される必要が絶対あると思うのです。その点が規則において担保され

るという趣旨なんですけれども、3点目にお尋ねした条例につけ加えるというか、条例に盛り込む予定はないということで一蹴されましたけれども、条例に盛り込むことはそんなに難しいことではないと思うのです。やるかやらないかということだと思うのですが、そのことをやるつもりがない、必要がないという、そういうふうに判断されるというのは極めて前段で申し上げた公民館運営審議会の委員の皆さんが求めておられることに応える上では、随分そっけない態度じゃないかと思うんですよ。条例の13条に一言つけ加えて、目的を明記して附則で勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例施行規則において詳細は定めるということですから、目的だけをそこに付け加えたらかなうんではないかということですので、この辺についてはいま一度、予定はないというようなそういうそっけない答弁じゃなくて、理由も含めて明確にしていただきたいと思うんです。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。芸術文化交流センターを計画した中で、出発点として公民館を廃止することが前提なのかどうかというような質問でございますけれども、私どものほうとしましては、一番最初については、公民館廃止ありきではございませんでしたけれども、いろいろと国、県と調整していく中で、最初の目的、先ほど回答しました交流センターの目的が公民館として併設することはそぐわないというような経緯に至ったわけでございます。

2点目の公民館事業の継承の必要性の有無についてでございますけれども、私どものほうとしては、当然継承していくということが大前提で考えております。当然そうあるべきと考えております。

3点目の条例に載せないというようなことで1回目に答弁いたしましたけれども、今のところ、条例には明記する考えはございません。ただ、このことが冷たい回答と受け取れるかどうかは、またいろいろと議論はあると思いますけれども、規則の中で事務分掌としてしっかりと明記していくということでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 交流センターと公民館を併設するという形でほかの市では、例えば君津市では運営されているんですけれども、なぜそういう選択がなかったんでしょうか。交流センターと公民館の併設ということであれば、交流センターの機能は機能として目的を達しながら、公民館活動を継続的にやれたのではないかと思うんです。その辺が説明ではよくわかりませんので、改めてご説明をいただきたいのと、2点目の公民館活動の成果をしっかりと引き継いで発展させるというそれを担保するために規則を定めるんだというご説明でしたけれども、ならば、第13条で、公民館活動の成果を引き継ぎ発展させるためにということで規則を定めるという、それが加えることにいささかの矛盾はないと思うんです。何で条例の中にその一文が載つけられないのか、明確な理由が説明されていないと思いますので、改めて説明を求めたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。文化会館の公民館との併設のお話でございますけれども、これにつきましては、社会資本整備総合交付金のほうの交付について、当初から検討しているところです。事業費の4割を交付していただけるということで進めてまいっているところ

ろですけれども、その条件といたしまして、今回建てている文化会館のほうは、地域交流センターということで建設を進めているところです。公民館ということで、使用に制限のあるものについては交付金の対象になりませんというような話がありましたので、公民館という形ではなくて地域交流センターという形で建設を進めてきておりますので、併設はなかったということになります。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。一般的に委員の関係でございますけども、通常、条文については、条例に定めるもののほか、条例の施行に必要な事項は規則で定めるというような表記が一般的でございます。規則でしっかりと定めていくということでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第31号ないし議案第33号、以上3件は教育民生常任委員会へ付託いたします。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第34号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第34号は総務常任委員会へ付託いたします。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第35号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算、議案第36号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第37号 平成26年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第38号 平成26年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） 私のほうからまず17ページの歳入に係ることなんですが、保育緊急確保事業費補助金の中の一時預かり事業についてお伺いいたします。また、それに関連いたしまして、23ページの認定こども園整備事業の中の認定こども園（基本・実施）設計業務委託料について、

2点、お聞きいたします。

まず、一時預かり事業であります、私の認識であります、延長保育のことなのかなという考えであります、これでいいのかなのかを、まずお聞きします。この一時預かり事業について、もう少し詳しくお聞かせ願えればと思います。

関連しまして、認定こども園整備に向けた基本構想・基本計画の概要（案）であります、追加資料としていただきましてざっと読ませていただきましたが、視点の3で、1人の子どもの成長を大切にするのを重視した構想、計画づくり云々とありました。私は、ぼちぼち勝浦市においても、病児・病後児保育というのを考えなければならない時期なのじゃないかなと。子どもが病気になったときに、保護者の方に電話して引き取ってもらうという形が今までの通例でありますけれども、そうすると、親御さんは会社を休まなくちゃならなかったり、いろいろな支障が会社においても出てきます。その点において、この病児・病後児保育に対しては、勝浦市では、今後、認定こども園をする上でどう考えているのかをお聞きいたします。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 午前11時5分まで休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き開議を開きます。

答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。一時預かりにつきましてですが、延長保育なのかということですが、これは延長保育ではございません。そして、一時預かりにつきまして具体的にということで、これは一時保育事業ということで実施をしております。これにつきましては、一時的に保育に欠ける児童を受け入れて預かるということでございまして、例えば緊急保育、急に親が病気になったり、事故に遭ったり、そういうとき。あるいは私的事項ということで、これは育児に疲れてリフレッシュしたいよというようなこういった理由のときに利用ができるということでございまして、現在、上野保育所で実施をしております。

そして、病児・病後児保育の考え方ですけれども、これは経費がかかりますので、郡内のこれからの動向や、そして、これから認定こども園の設計に入るわけですが、これから具体的に進める上でニーズとかあるいは保護者等の意見などをいろいろと勘案しまして、可能性について検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） ありがとうございます。一時預かりにつきましてはわかりました。これはあくまでも親の都合というか、親がどうしても預けなくちゃいけないということで預けなくちゃならない、それがこの事業だということがわかりまして、では、この認定こども園ができるに当たって、病児・病後児保育が検討課題でありますけれども、ただ、私思うのは、検討して検討で終わるという可能性もなきにしもあらずなんじゃないかなと。ここにあります視点の3の中で、一番下に、一人一人の子どもの成長を大切にした施設づくりは、勝浦市が子育てしやすいまち、勝浦らしさとしての特徴云々と出ています。やはり子育てしやすいまちであれば、やはりこの病児・病後児保育に関しては、検討という形じゃなくて、将来にわたって実施してい

くという考えが、私は大事じゃなかろうかと思うわけではありますが、その点についてお答えいただければと思います。

千葉県内でもこの病児・病後児保育に関しては、やっているところは非常に少ない。たしか香取市あたりしかやっていないんじゃないかなと、私は記憶の中では思っているんですが、都市部においては待機児童が非常に問題になっていますが、勝浦市にはそういった問題は全くない。だからこそ、この病児・病後児保育は率先してやるべきものじゃないかなとも思いますので、もう一遍、検討じゃなくて将来にわたっての考え方を聞かせたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。先ほど答弁で郡内の動向ということも一つ申し上げましたけれども、郡内におきましては、実はいすみ市の太東、そちらのほうの病院で今後やっていくというような話もございます。そういう中で、例えば勝浦市がそこに参入した場合、かなり経費がかかることになっております。その辺がこの認定こども園の設計との兼ね合いもございます。その辺で、費用対効果と言っではいけませんけれども、どちらでやるのか、あるいは本当にできるのか、その辺は詰めていきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） ありがとうございます。ちょっと方向性を変えまして、認定こども園にしまして、要は育児教育についての専門家というものを採用するお考えはないかどうかというのを1点お聞きしたいんです。なぜかといいますと、幼稚園の先生も、保育園の先生も、認定こども園に対しての知識というものが非常に迷っているところなんじゃないのかなと、私は考えるんです。また、そういう話も伺います。その中で、認定こども園に対しての、幼児教育に対しての専門家、そういったものが必要なのかなと、ある程度の道しるべを示せるそういった専門家が必要性なんじゃないのかなと思いますが、その点について、どうお考えなのかをお聞きかせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。育児教育の専門家ということですが、現在、保育士につきましては、ほとんど保育士と幼稚園教諭の免許を持っております。そういう中では、ある意味専門家ということでございますけれども、今後につきましては、その辺も含めて研修とか、いろいろそういう知識、技能について、さらに研さんをしていただいて、認定こども園建設に当たり進めていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） では、私のほうから3点ばかり質問させていただきます。まず、1点目、22ページから23ページ、放課後ルーム整備事業1,420万7,000円についてなんですけど、これは地質調査とか建設とかとなっているんですけど、どこにどういうものを建ててやるのか、またその理由等を教えてもらいたい。

それと、もう一点は、放課後ルームについての現状はどうなっているか。例えばこの前、豊浜小学校が始まりましたね、そういうところからもちょっと教えていただきたい。

それと2点目なんですけど、歳入歳出の分なんですけど、19ページの歳入について、消防債の中の避難路整備事業債なんですけど、これを見ていると、3ヶ所ありますよね、松部、新官、もう一点、どこだっけな、その3点あるんですけど、これは市の指定の避難道路か。実は、お

話ししたいんですけど、自主防災組織で市のほうで指定していただいた避難道路、これはある程度整備は市のほうで補助金をいただいてやっているんですけど、例えば鶴原なんかの場合に、避難道路、海辺の人たちが避難する場合に、市の避難道路の指定が鶴原の駅までとか、東急道路を上がっていくとか、それともう一点は、私の家の近くにバス停があるんですけど、昔は柴代さんと言っていたんですけど、そのバス停のところ、それは3カ所しかないんですけど、自分が避難道路をつくる、例えば海辺に住む人は、駅まで行っていられないよと。ならば裏山の頂上に避難するいい場所があるよと。そういう箇所を3カ所見つけてあります。その3カ所については、自主防災組織で、U字溝でやったり、階段をつくったり、いろいろお金をかけてやっております。そういうお金については、住民避難路という市のほうの指定にさせていただいて、ある程度、補助金みたいなものを出していただいてというふうにいかないか。ということは、自主防災組織も、それぞれ最近、随分多くなってきましたよね。海辺の海岸沿いの人たちは、経費についても大変だろうと思うので、そこら辺のところ、もうちょっと何とか補助していただきたいという思いで、どういうようになっているか教えてください。

もう一点は、27ページの観光地魅力アップ整備事業、これも鶴原区の話なんですけど、トイレの設置2,480万8,000円についてなんですけど、トイレの事業について、大変きれいにさせていただくということでここに挙げていただいているんですけど、実は私もちょいちょいあそこら辺回って、鶴原には2カ所、海岸にトイレがあります。1カ所は東のほう、2カ所目は西のほうということで2カ所ありますけど、それについて、金の使い方、東のほうは最近できたんですけど、西のほうの今回直そうとするものは相当前につくった。この前、あそこを歩いている人たちにいろいろ聞いてみたんですけど、やはり相当汚いと。今度は水洗にしたり浄化槽を入れたりいろいろなことでやってもらって、随分きれいになるんだろうと思います。ただ、外壁のほうで、上の天井のガラスが割れたり非常に周りが汚い。下のほうには草などがぼうぼう生えていますし、それと、トイレに行くのにも海岸沿いの道路に、この先はトイレですよという表示があります。それは丁寧でいいんですけど、これがトイレですよというようなイメージをしたものを、看板でも何でも立っています。ですから、今回の予算の中だと、家の中だけのトイレの便器とかそういうものに使うようになっていますけど、周りのことについてもいま一度、外壁についても、ペンキを塗るとかきれいなイメージを、もう一つ、つくってください、非常に厳しいんで、そこら辺のところ、どうなっているかお話を聞きたい。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。放課後ルームの整備の関係ですけれども、まずこの経緯につきまして、認定こども園の整備に係ります仮園舎を本園舎完成後、この放課後ルームとして使用するために別枠で事業として掲げております。契約につきましては、それぞれ認定こども園の整備部分とあわせて全部一括で契約する。そういう中で、仮園舎分については、先に建設する必要があるということで、また、建設事業が国県補助金の対象になるということなどから、認定こども園事業と別にして、放課後ルーム整備事業ということで区分しております。そういう中で、この建設場所につきましては、現在の幼稚園舎の南側ですか、園庭の小学校側というふうな位置で考えております。

そしてもう一つ、放課後ルームの現状はどうなっているかということでございますけれども、人数的なところを先に申し上げますと、かつうら第1が児童館ですけれども、これが4月1日

現在で47名、第2の幼稚園の中ですが、31名、おきつが33名、うえのが20名、ふさのが24名、そしてとよはまが6名という形になっております。全部で161名ということですが、児童館、幼稚園の中にありますかつうら第1、第2につきましては、定員いっぱいぐらいの中でございます。今後、小学校6年生まで拡大するというような法律がありますので、これは今後、全体の流れとかトータルで考えて検討していかなければいけないと考えています。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。津波の避難路整備事業の関係でございますけれども、この避難路につきましては、25年度決算でも19カ所、約2,000万円強で整備を行っておりますけれども、今回新たに1,000万円の予算をお願いしたところでございます。この内訳でございますけれども、議員の皆様にも貼紙といいますか、予算内容でお示ししてありますとおり、3カ所ほかというような書き方をさせていただきました。枠として1,000万円を当面お願いをしたいというものでございます。各地区のほうからも、いろんな形で区長あるいは自主防災組織の、大体区長が兼ねるケースが多いんですけれども、毎月のようにいろんなところからお話がございますので、今回、枠として予算要求をお願いしたところでございます。したがって、刈込議員からお話があったケース等につきましてもお話を聞かしていただいた上で、津波避難路として緊急的に整備する必要があるかどうか。あるいは、もう一つは、地元のほうできちっと管理をしていただいて、地元の区のほうで十分活用してもらおうというのが一つの前提でございますので、その辺、内容を聞かせていただきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。鶴原の公衆トイレ改修工事でございますが、このトイレにつきましては、平成8年度に新たに設置されたトイレでございます。今回のこのトイレの改修的なことでございますが、便器も含めた内装、床、壁、天井を全て改修することになっております。また、外壁等につきましては、多少腐食等がありますものの十分使用に耐え得るということでございますので、まず外壁のコンクリートについては高压洗浄等をしてアクリル樹脂系の吹きつけ塗装によって養生していく。あと、屋根の部分の銅板ぶきでございますが、これについては、まだ使えますので、洗浄等により使っていくというふうになっております。あと、周辺関係でございますが、ちょうど裏側が結構砂がたまるような場所ですが、そこにつきましては、擁壁にて砂を山どめするような形で、少しでも砂の飛散を抑えるような、そういった工事を考えております。あと、今回、新規ですが、車椅子等も入れるように、身障者のみならず子どもとか親、乳児、高齢者等も幅広く対応可能なトイレも1カ所設置するように考えております。

あと、看板等につきましては、看板につきましては、設置する場所と、当然国の土地でもあるし、また民地にもかかってしまうような場所もありますので、場所等も含めながら今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） では、放課後ルームについては、今、課長がおっしゃったとおり、今後、小学校の統廃合があります。そんな関係でこれから3年生でなくて6年生までになるというようなお話がありますので、それを見越しながらこれをつくっていただきたい。そうじゃないと、統廃合になってまた行き先はどうだこうだという話になると変な話になってきますので、ぜひそ

のくらいのところ、もう6年生ぐらいまでやってもいいんじゃないかなと。勝浦市の財政の中でもそういうところ、手を打っていただきたい。例えば2年生と4年生の兄弟がいたら、2年生はいいんだけど4年生はだめだよなんて話になって、変な話になりますね。だから、小学校の6年生まではいいんだというような早い施策を、これは市長のほうからお話ししてもらって、子どもたちより親ですよ、親が子どもたちの成長する過程の中において、きちとした親の教育ができるように、また学校施設で教育ができるように、そういう環境づくりをしてもらう。それは放課後ルームをつくる中の一つの前提と思いますので、ぜひそれはお願いしたい。それをどういうふうに考えるか、それもお聞きしたい。

それと、避難道路のお話なんだけど、確かに課長がおっしゃったように、実は雪の被害で、鵜原の避難道路も相当倒木があったり何かして直していただきました。ただ、市で設定した避難道路はきちとやりますよと。だけど、自分らでやった分は、お金についてもある程度限度がありますので、そこら辺のところも、いやこれは市の指定じゃないからあんたたちやれよというようなつれない返事をしないように、ぜひやっていただきたいと思います。また、市長のほうから、その辺、お話を聞かせていただきたいと思います。

それと、お便所のお話なんですけど、確かに今課長が言ったとおり、随分いいお話を聞きますので、早速鵜原へ行って、できるよと言っちゃいますからね。確かに外壁に、ペンキでここはトイレですよと書いてあるんだ。何、これがトイレか。それはわかるんだけど、やはりある程度きちとしたものを、例えば鴨川の海岸を見ると、あれはトイレだろうというふうにわかるわね。きちときれいになっている。でも、あれよりもこっちのほうがもっときれいになるんじゃないかなと思いますので、ぜひ。今、鵜原も随分サーフィンやる連中が多い。毎日のように来ていますよ。波がなくなっちゃって来ている。何で波がないのにサーフィンをやるんだ、この連中だと思うんだけど、でも、来ている。そういう人たちは随分使って、この前ちょっとお話を聞いてみると、随分、トイレが汚いよと言われちゃったんで、そう言われないようにしていきたいと思っています。ぜひお願いしたいと思います。

とりあえず避難道路と放課後ルーム、3年生じゃなくて、4年、5年、6年生の部分について、もう一度いいお話を聞かせていただきたい。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。避難路でございますけれども、やはり基本的には、地元の区あるいは自主防災組織も含めて、地域の皆さん方で維持管理をしていただくと。やはりこれを大前提とさせていただきたいと思います。限られた予算の中で、少しでも多く緊急にやるとすると、やはりそういう形でお願いせざるを得ないというふうに思っております。

それともう一つ、今、最優先としてやっているのが、まず住民の方が命を守るためにいち早く高台に逃げてもらう、これがまず最優先とさせていただきます。今、お話があったように、最終避難地への次の段階で、さらに高いところというよりも、やはり優先度からすると、まず命を守ってもらうための整備というものを優先とさせていただきますので、その点もご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。今後については、学校統合などを見込んで実施するようにという議員のお話もございました。そういうことで、先を見込んだ考えのもの

とに実施していきたいというふうに、私のほうも考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） 私のほうから1点、31ページの教育費の中の芸術文化交流センターの管理運営経費についてお伺いします。12月オープンということで、今回、予算の中に舞台音響照明操作業務委託料28万1,000円が入っておるんですが、これはもちろん外部に委託ということであると思うんですけども、この金額が1カ月分とか、今回のオープニングのセレモニー、こけら落としの公演とか、それだけのための28万1,000円かかるものなのか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

あと、12月からオープンということで、今後の計画がどの辺まで、芸術文化交流センターがどのくらい活用される予定になっているのかを確認したいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。まず最初に、舞台音響照明操作業務委託料でございますけれども、これはオペレーターの10人分でございます。1人当たり2万8,000円程度ということで計上させていただきました。このプロの音響操作、オペレーター、アシスタントを活用いたしまして、本年度3月までに実施していく。公演委託料ということで21万円計上させていただきましたけれどもこのような事業。あとは年明けに、芸術文化団体連絡協議会、その方たちほか自主サークル団体も含めまして、市の自主事業として2日程度市民の皆様に日ごろの成果をご披露していただくというようなときに活用させていただきたいというふうに考えております。何分、音響、照明については、配置された職員は素人でございますので、ある程度当面の間はプロを活用させていただくことを考えております。

2点目の計画でございますけれども、ただいま10月1日から市民の皆様にホールとか会議室、その辺の仮予約をお受けするというのでホームページ等でお知らせしてございますけれども、その前には勝浦市あるいは市の関係団体、その人たちの活用も含めまして、詳細は私、まだ把握しておりませんが、社会教育課としても、かなりの社会教育事業がありますし、また、ほかの課の活用もかなりあるということを考えております。あわせまして、私のほうで自主事業として20程度、今のところは私なりに考えておりまして、ホール、会議室はかなり使用されていくと考えております。また、そうしなければならないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） 課長のほうで20とかの事業を計画していますよという話の中で、舞台の音響の予算は10人分という、これちょっとまた数が合わなくなってくるんじゃないかと思うんですけど。今のところは10人分の委託料を見ていると。もう9月半ばを過ぎて、10月からいろいろと予約を始めていくということですけども、比較的早目早目に予定を組んでいかないと、空いているままの芸術文化交流センターというのは余りよろしくない、私も思いますので、どんどん詰めた管理運営、また、外部からのいろんな興行というんですか、そういったものも含めて考えていただきたいと思います。課長が20ぐらい予定している中で、何か今、こんなものを考えていますよというのが、もし言えることがあれば教えていただければと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。失礼いたしました。20程度というのは来年度の

事業でございます。来年度に市の自主事業として20かそこら、ちょっと考えているというところで、今年度につきましては、オペレーター10人程度で活用できる、先ほど回答しました件の委託と、あと、芸術文化団体連絡協議会というそういう人たちの活用のためのオペというふうに考えております。その20の中には、新しくなる芸術文化交流センターのホールを中心に活用いたしまして、かねてよりお話ししておりますNHKののど自慢、あと、プロの歌手と、今、交渉中ございまして、そのほかには、お金ばかりたくさんかければいいというものじゃありませんので、やはり市民の芸術文化の高揚、高めるために隠れたプロというのも市内にありますし、市と関係のある方もいらっしゃいます。例えば落語家とか、市内にたびたび訪れる音楽家とか、そういう方たち、あと映画鑑賞ということで、子どもたちのためにもそういうものを企画しております。あらゆるジャンルの芸術を企画したいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 3つお尋ねさせていただきます。まず、20ページの自衛官募集の垂れ幕についてであります。これはよくよく考えてやることなのか、あるいは国から全額お金が出るからということでやることなのか、どういうお考えでやるのかをお尋ねしたい。

次に、23ページの認定こども園についてでございますが、今回、配付されました資料の中に、視点3で、国や県が定める法的な整備要件を満たすだけでなくということで検討するという一文が書かれておりますけれども、今回、設計を委託する施設の基準ですけれども、認定保育所と比べてその基準を上回る、そういった基準で何か施設整備を考えておられるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

また、この文章の中には、異年齢交流ということが随所に記されておりますけれども、認定こども園を実施するに当たっては、長時間と短時間の子どものための合同保育のカリキュラムをどうしていくかという、そういったことが一つ懸案になっておりますけれども、そのほうの準備については、今、どのような進捗状況にあるのかをお尋ねしたいと思います。

3点目は、33ページの災害復旧費に関連してなんですけれども、この事業に直接関係ないんですけど、せんだっての広島県の災害は、わずか3時間ほどの間に二百数十ミリというような大変な雨が集中的に降ったということから、土石流を初めとする大規模な災害が起こって70名を超える死者、行方不明者を出す大惨事になったわけでありまして、せんだって10日から11日にかけて、勝浦を襲った雨を中心とした雨量ですけれども、どの程度の雨が降って、市内でどういうところにどんな災害が何カ所発生したか。わかれば、お知らせいただきたいと思っております。

そして、広島でのあの災害から、勝浦市として今後活かすべきどのような教訓を引き出されているのかお尋ねをしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。自衛官の募集の関係でございますけれども、補正予算書の歳入の16ページに国庫支出金の項目がございますが、その総務費委託金12万円、ここに自衛官募集事務委託金として国から交付されるものでございます。それを同額、20ページに懸垂幕の作成委託料に充てるという性格のものでございます。

それと、もう一点、過日の比較的大量の雨の部分でございますけれども、今、資料が手元に

ございませんので、届き次第ご報告させていただきます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。本来を上回る基準をどうすべきかというところなんですけれども、基本的には国の基準がベースになろうかと思います。そういう中で、今後細かいことを検討する上で可能なものであれば入れ込んでいくというようなスタンスをとりたいと思います。

そして、運営関係ですけれども、現在は、まだ実際は部会等を開いておりませんので、この認定こども園の基本構想・基本計画、今月末が納入になりますので、それを踏まえて具体的に何ができるのか、どうしたらいいのかという細かいところを検討していきたいと考えています。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 自衛官募集の垂れ幕については国から同額お金が出るからやるというような趣旨ですけれども、そういうことで簡単にやるのではなくて、7月1日の閣議決定以降、自衛官募集というのは全国的にダイレクトメールで18歳の子どもたちに募集案内が送りつけられるとか、いろんなことが起こっております。その情報を住民基本台帳から閲覧して、18歳以上の子どもたちを拾い出して、そこに直接送りつけるということも起こっているわけですが、憲法9条に違反する集団的自衛権行使という閣議決定ですが、こういった自衛隊員が今後海外で殺し殺されるという事態を生みかねない、そういった状況にある中で、簡単にこういったことをやるというのはいかがなものかと思います。

そういう点でお尋ねしたいのは、このことに限らず、今申し上げたような住民基本台帳の情報を入手したいとか、そういったようなことまで勝浦市で起こっていないかどうか、関連する出来事が起こっていないかどうかについて改めてお尋ねしたいと思います。

それから、認定こども園につきましては、認定保育所の施設基準のものは今のところ想定しているということでよろしいですか。施設基準について、認定こども園の施設基準というのと認定保育所の施設基準というのがありますので、どちらを採用されるつもりでいるのかというのをお尋ねしたいわけです。

それから、今回配付された追加資料の中には異年齢交流という言葉があるんです。この言葉にはどういう意味合いを含ませておられるのか、何カ所かに書かれておりますので、結構重視されているんじゃないかと思いましたので、お尋ねをさせていただきます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺茂雄君） お答えします。自衛官募集に関しましては、自衛隊法等で情報の提出というような記載がございます。しかしながら、勝浦市においては閲覧のみということで事務を進めさせていただいております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。施設基準ですけれども、これは認定こども園の新基準を採用していくことになろうかと思います。

次に、異年齢交流の関係ですけれども、これにつきましては、実際、短時部、長時部で一緒に同じ教室で行うことにはなりますけれども、それとは別に、やはり子どもさんにつきましては、例えば兄弟が少なくなったり、小さい子どもを見て思いやりが湧くとか、そういういろん

な思いを通して健やかに育っていく、思いやりを持った子どもに育っていく、そういった考えのもとからそういう異年齢交流ということで考えておりますけれども、保育所あるいは幼稚園のほうと基本コンセプトをもとに、具体的にどうしたらいいのかという形で今後考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。先ほど資料が手元にないということで保留してございました9月11日の大雨警報の発令に伴う雨量の状況でございますけれども、これは勝浦測候所でございますけれども、累積雨量で9月11日が162ミリでございます。時間最大雨量が3時から前の1時間で36.5ミリという最大雨量ということでございます。

なお、これに伴う主な被害の状況でございますけれども、土砂崩れといたしまして、中島ほか3カ所の報告を受けております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 広島の教訓が答弁漏れでしたので、広島の災害の教訓を、勝浦市でどのような教訓を引き出しておられるかという、それをお願いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。私、ちょうどそのころ家で、けがもありまして、広島の災害の関係は朝からずっと見させてもらいました。土砂災害についての警戒警報であるとか等については非常に難しいなと思っておりますけれども、やはり事前に想定をした上で、ある程度の雨量基準を設けた上で、空振りをおそれなく早い段階で発令をする必要があるなということを改めて感じさせてもらった次第であります。今後、広島の災害を十分分析あるいは検討した上で、市のほうでも、見直しが必要なものがあれば早急にしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 今、最初の市民課長からご答弁いただいた内容は、自衛隊から閲覧が実際にあったという趣旨ですか。経過を教えてください。いつどのようなことでどういう閲覧がされたのかと詳しく教えてください。

あと、認定こども園につきましては、総野、上野には認定保育所がありまして、万が一、認定こども園の施設基準が認定保育所を下回るようなものがあれば、新たな認定こども園では、上野、総野と同等の施設基準を実施すべきだと思うのです。国の認定こども園に関しての基準をそのまま勝浦市に当てはめるという態度はとるべきではないと思います。そのことについて答弁をいただきたい。

防災につきましてはですが、広島の場合に、危険箇所が非常にたくさんありながら、あんな災害が起こったところでは警戒区域に指定された地域が1カ所しかなかったということがクローズアップされましたけれども、勝浦市内におきましても危険箇所が相当数あります。そして危険である場所の周知徹底とそこへの対策、それがやっぱり急がれると思いますけれども、そういう点では警戒区域の指定を進めればそれでよしというものではないかとは思いますが、危険な場所であることの周知とそこに対する具体的な対策、事あれば避難をするという、そういったことを含めた対策が必要なんだろうと思いますけれども、差し当たりどういう点に力を入れていくおつもりがあるのか、ぜひお尋ねをしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺茂雄君） お答え申し上げます。正式に自衛官募集に係る対象者の名簿提供のお話があったわけではございませんで、7月30日に自衛隊茂原地域事務所より自衛官募集に係る対象者の名簿を提供できないかというような打診がございました。勝浦市においては、情報の提供、要するに住民票の写しや名簿を渡すとかそういったことはいたしませんということ。住民基本台帳法に規定されております閲覧のみということで回答を申し上げているところでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。現保育所基準あるいは幼稚園の基準を下回らないように認定こども園の基準というのは制度化されているものでございますので、乖離とかそういうアンバランスというものはないと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。土砂災害危険箇所と警戒区域との関係はございますけれども、今も夷隅土木とも市の都市建設課、総務課のほうで連携をいたしまして、地元の説明会を行ったりして、今後、順次そういうものを取り組んでいく必要があるという認識を持っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 私から、認定こども園の23ページに予算組みされている問題と追加資料の中で質問させていただきたいと思います。この追加資料をよく読みますと、確かにごもってもらいたい当然の話ながら全部出ている話がある。前段議員からもいろいろな質問、病児・病後児保育等も聞いている中で、私も実際この件に関して、保育所に預けられている現段階の中で、確かに今国のほうの政策としては女性の雇用創出の参加に多く起用される中で、勝浦市の場合、働く場所をしていく上でこの病児・病後児保育、この辺の問題がこども園をつくる上で、先ほど来、いすみ市の病院との提携等もある中で、今の段階では、熱が出たら帰ってくれと。どれだけの熱がどうなんだと。そこに保育の中で、例えば看護師とかある程度の知識者を入れながらこの辺の設計の織り込みができないのかと。当然、当たり前のコンサルトの中でそういうものを設計しながら提出される話であって、勝浦市の方針を決める上で、勝浦市らしきもの、よそがやったからじゃないと、私は常に言うわけですよ。そういう意味から、先ほど来、根本議員からも出ていた病児・病後児保育、この辺の問題がやっぱり一つの大事な話じゃないかと思って、私も質問に立っているんですけど、この辺の織り込みを今後どのように進めていくか。これをお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。基本構想の理念の中にもそういった記述がありますとおり、今後につきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、いすみ市で病児・病後児保育を行うと。そういう中で郡内にも働きかけがございます。それも一つあります。そして、この認定こども園についてもこういったコンセプトもありますので、その辺を極力考慮しながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 考慮していくのか、方針としてやっていくのか。そして、もう一点は、勝浦

市の場合は広域でやればいいんでしょうけど、勝浦市の場合は、他市町村からの受け入れはある。そういう問題を含めると勝浦市は先進的にやられているんだけど、そういう意味からも、国全体の問題、広域での活性を踏まえる上で、この問題点というのは一番大事な話じゃないかと。ただ、先ほど来、課長は金のかかる話じゃないということは言うんですけど、実際、この問題をすることによって、地域の活性が出てくるのではないかとというのが大事です。確かによそでは待機児童の問題を抱えながらあるんでしょうけど、勝浦市の場合は、この辺の問題が一番大事だという問題点において、実際織り込んで、課長には言えないんでしょうけど、市長から答弁をもらったほうがいいのか、この辺の方針的な転換をどのように考えるのか、市長からお聞かせをお願いできればいいなと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。繰り返しになりますが、これから実際、基本構想・基本計画ができ上がり、それを最終的に庁内の検討委員会がございます、そういう中でも今の案件についても、さらに詰めていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 端的に1点だけ。27ページ、商工費、観光施設維持管理経費についてお伺いします。この業務委託料30万9,000円なんですが、市営駐車場、墨名駐車場、出水駐車場の管理業務委託ということなので、まず最初に、現在の管理業務委託の内容についてお伺いをいたします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。現在の維持管理につきましては、シルバー人材センターのほうに委託しております。この駐車場に関してですが、門の施錠、開錠のみの委託となっております。時間についてはご承知のように、午前6時30分から午後8時までとなっております。この出水の市営駐車場ですが、4月19日より供用開始というか、県から土地を借用して市営駐車場という形をとっております。ですので、今回の30万9,000円につきましては、当初予算では出水の分が入っておりませんでしたので、4月から9月までの半年分を同じシルバー人材センターに一括として委託契約をいたしまして、今回、10月から3月まで半年間を改めて門の施錠、開錠の委託契約をするつもりでおります。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 委託の内容はわかりました。ところで、現在、出水のほうは舗装工事が行われているということで、今、課長からお話があったとおり、それ以前の4月19日から駐車場として使用しておりましたが、まず、この駐車場の目的が、この設置を行うときにも説明があったとおり、市内への商店街への対応とか、また観光旅行者の市内の施設の観光などの目的のために、今の出水駐車場もつくっていくと。墨名のほうについては、もちろん大規模駐車場がないということで市民からの要望に応じて、今整備をされておりましたが、今朝も通ってきたら、観光バスが1台とまっていました。朝市に行くにもその駐車場は非常に有効に利用されていますが、ただ、そういう市内の観光なり商工なりの目的以外の車がとまっていることがあるということもお聞きしますので、管理している側として、そういうものがあった場合の対応、これをどのように対処していくのか、また、月極駐車場ではないので、周辺の方が1日、2日はとめることもあるでしょうけど、ずっと続いてとめちゃっている車も以前はありましたので、そ

ういうことがあるのかどうかも含めてお伺いしたい。

それともう一点、以前、全員協議会の場でお願いをしたんですが、勝浦駅を使う方が駐車場が早く閉まってしまって、勝浦市でもっと遅くまで、終電があるぐらいまで使えないのかという話があつてお願いしたところ、市長もそれについては前向きに検討するというような、これは全員協議会の中の話だったんですけど、そういう答えもいただいていますので、その辺について、どのように考えられているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 午後1時まで休憩いたします。

〔14番 黒川民雄君退席〕

午後零時01分 休憩

午後1時00分 開議

〔14番 黒川民雄君入席〕

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。まず最初に、市営駐車場、墨名側また出水側のほうを個人的な駐車場等に行っているかという把握のことでございますが、現在のところ、明確には判断できない状況でございます。当然、所有者等を確定しなければいけないところでございますが、車の所有者を確定するには、警察等の協力が必要でございます。そのような中で、警察等も事件性または緊急性等がない限り、個人情報ということの中から、なかなかそういった情報が得られないところでございます。そのようなことから、個人的なものに関してはなかなか判断できないというのが現状でございます。

それと、今後このような場合、個人も含め、またいろんな方も含めて対応ということでございますが、個人的には今申し上げたとおり、なかなかできないというところがあるんですが、例えば 企業の社員等の人たちが駐車場にしちゃっているとか、そういったような話というかうわさなり、もし観光商工課のほうに話が出たのであれば、今後はそういった会社のほうに、こういったような話があると、なかなか極端には言えるところではないんですが、そういったことで企業等にこういう話があるので会社内のほうでいろいろ啓発をしていただきたいというような申し入れをしていかざるを得ないかなというふうに思っております。

また、時間延長等につきましては、今回、シルバー人材センターのほうに両方、委託しておりますけれども、シルバー人材センターのほうに時間延長のことも確認いたしました。当然ながら、朝早い分には問題ないよというような回答をいただいたんですが、夜10時とか9時というのは、どうしても今の状況ですと無理ですねというような回答をいただいてしまいました。また、警備会社等にも問い合わせたんですが、施錠・開錠のみでの業務は行わないというような話も聞いております。そのような中から、単純にシルバーができないからシルバーをやめて違うところにやるかというのも雇用的な問題もありますので、なかなかそれもできないようなことでございます。今後は、シルバーも含めた中で、観光関係等の団体などに打診をして、例えば墨名だけでも時間延長するとか、出水に関しては今までどおりとするとか、いろんな案を出して、また検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 検討してくれるということですが、個人のというか目的外の使用をしている者については、警察等の問題ではなくて管理の問題から、例えば今、シルバーに委託しているのであれば、その10分ぐらい前にナンバーだけでも1週間なり10日なりチェックしていけば、毎日この車があるよとなれば、それは今度問題になるのじゃないかなということもありますので、あればじゃなくて、積極的にそここのところを検討してもらいたいというふうに思います。出水のほうも直接言ってくる方はいないかもしれませんが、私の聞いた範囲では、そういう使い方をもう既にしていたというようなことも、どこの会社とかどこのというのは今お答え申し上げる必要はありませんけど、そういうことを聞いていますので、その辺も含めて調査をした上で対応をお願いしたいなと思います。

あと、時間延長の件ですけど、そういうことを切望している方は無料じゃなくていい、有料でもいいんですよということで、市営駐車場が全て無料というのも、これはどうなのかなということもありますので、有料化も視野に入れた中で、ぜひ検討していただければと思います。以上です。答弁は結構です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 私からは議案第35号、一般会計補正予算の中の23ページ、認定こども園の整備事業について1点お伺いします。追加資料でいただいた基本構想・基本計画（案）の中で、今後の整備手順工程というものがありますが、勝浦幼稚園の敷地内に新たに放課後ルームを建設して、それを認定こども園の工事期間中は勝浦市幼稚園の仮園舎にするということでございます。この放課後ルームの規模について、どのくらいのものを建設するのか、わかれば教えてくださいなと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。現時点で申し上げますと、お配りした概要にもありますが、ナンバー4、認定こども園の建物概要の工事建物概要表というのがありますが、これも計画の中での試案ですが、その中に放課後ルーム約450平米ということで考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 具体的に何人ぐらい入るのかということはまだ決まっていないということだと思いますが、この放課後ルーム450平米ということで、現在の幼稚園に入っているお子さんたちの人数を考えると、仮園舎としてはちょっと手狭なのかなという感じもいたします。以前、同僚議員のほうから質問もあったかと思いますが、例えば仮園舎として郁文保育所の跡地等を活用することはできないのか、また、できないのであれば、どういう理由でできないのか、理由もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。仮園舎の利用につきましては、基本構想・基本計画を策定する中で、今の土地利用の中で一番いい方法はどうやったらいいのかなというそういう考えがございまして、そういう中で、現在の幼稚園、50名弱おりますけれども、そこが結構空き部屋があります。そこへ今の中央保育所の園児を入れると。そして、今の勝浦幼稚園の園児を新たな仮園舎、そこには放課後ルームの児童もおります。それらを一旦、仮の園舎でつくって、それで本当の園舎ができたときには放課後ルームとして今後も使用していくというよ

うな流れの中で考えているところでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 幼稚園と保育所、全く違う組織が今後一つになるに当たって、どうしても多かれ少なかれ意見の対立や齟齬というものはできてくると思うんですけれども、そうしたものをできるだけ未然に防ぐ上でも、こうした基本計画・構想を保護者の皆さんにお知らせする必要もあると思うんですけれども、こうした計画を、今後どのようなスケジュールで保護者の皆さんに公表して、公開して、意見聴取を図っていくのか、わかればお聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。基本構想・基本計画の公表につきましては、再三申し上げますように、完成が平成26年9月、今月末ということで予定しております。その成果品が納入された後、内部の決裁を受けまして、あるいは庁内の検討委員会がございます。そこで議決を受けまして、その後に議員とか関係職員、保護者等につきまして広報・ホームページ等に概要版として掲載していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第35号は総務常任委員会へ、議案第36号及び議案第37号、以上2件は教育民生常任委員会へ、議案第38号は建設経済常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第39号ないし議案第43号、以上5件を一括議題といたします。

本案は、議案第39号ないし議案第42号、以上4件はいずれも決算認定について、議案第43号は利益の処分及び決算認定についてでありまして、既に提案理由の説明並びに当該決算審査意見の報告も終了しておりますので、これより直ちに質疑に入ります。なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） 私のほうから2点、確認させてください。商工費の345ページ、いんべやあフェスタ勝浦開催事業に関して、それともう一点が、463ページの勝浦中学校体育館改築事業についてお伺いします。

いんべやあフェスタに関しては、本年度からは違うイベントという形でスタートすると思うのですが、昨年がどういう状況で今回のかつうら魅力市に変更していったのかという経緯と、その魅力市自体が、もう来月、再来月の頭ですから、どんな形で今回、勝浦の魅力を発信するイベントがなされるのかというのを確認させていただきたいと思います。

もう一点の教育費の勝浦中学校の体育館の改築事業に関してですが、卒業式に間に合うようにということで完成されましたが、その後、私が体育館を見に行ったときに、外構工事に当たると思うのですが、グラウンド寄りのところの汚水ます等がコンクリートを打設してある半分かますが出っ張っているような状況を見たときに、よくこれで完成検査が通ったなというふう

に思ったんですね。その件に関して、実際、あれで完成ということで引き渡しをされていると思うんですけども、今後あれがあのままになっていくのか、また何かしらの処置を考えておられるのか、教えていただければと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。まず、いんべやあフェスタを、今度かつうら魅力市にということで、いんべやあフェスタからかつうら魅力市に変わった経緯等も含めて、どのような魅力市になるのかというご質問だと思いますが、まず、いんべやあフェスタにつきましては、商店街の活性化ということで発足したわけでございます。一番ピークでございますが、平成22年度では約3万2,000人の集客がありました。その後、平成23年度、平成24年度と、2万8,000人程度とちょっと落ちましたが、昨年は1万8,000人というようになり集客が落ちてしまいました。主な理由と申しますと、やはりマンネリ化的なものが一番の要因というように実行委員の皆様からの意見が出ております。そのようなことから、また今年同じようなことをやっても、さほど集客は見込めないのではないかなという意見が出た中から、変わったイベントということで、今回、内容も名前も一新するというようなことで、前回、6月の補正予算のときにもご説明させていただきました。

今回、魅力市につきましては、やはり食をメインとしたものがどうしても人気があるということになっておりますので、やはり食の団体の出店をメインに考えております。それと、その中で今回はスイーツをメインに出店をしていただくことで、今準備を進めております。このスイーツに関しましては、市内、市外を問わず出店していただくというように予定しております。

また、もう一つ、どうしても勝浦の魅力となりますと、魚介類が魅力となってくると思います。そんな中でイセエビやサザエ、また勝浦市内で加工された干物などを、バーベキューエリアと申しまして、ドラム缶を半分に切った大きさのバーベキューコンロ約50台ほど、市営駐車場に用意しまして、そこで来場していただいた皆さんに、勝浦の魚介類を購入してもらうことにもなるのですが、そこでバーベキューで楽しんでいただくというようなこともメインとして考えております。

また、当然ながら、今までのいんべやあの市内の出店者も継承して出店していただくというようなことも考えております。そして最後に、これは一つのイベントの魅力となり得るかどうかはちょっとあれなんです、最後に2,000個程度の風船を打ち上げてイベントの魅力というような形でやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。今、議員からご指摘のあったとおり、勝浦中学校の体育館からグラウンドに面したところの外構工事についてでございますけれども、管が一部露出しているところがございます。この露出の原因について確認しましたところ、グラウンドにおりる階段につきましては、既存の階段をそのまま使用しております。その部分にちょうど配管の部分がきてしまったということでございます。そういった状況でございますので、これにつきましては、今後関係課と相談いたしまして、どういう対応が可能なのか検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） ありがとうございます。魅力市のほうはわかりました。初めてのイベントですので、ぜひ成功していただいて、また来年につながるイベントになっていただければと思います。

中学校のほうは、今後検討ということでございますけれども、当初の設計の段階でそういった部分というのは見えているはずだと思うんですね。そういったのも含めて、今後、早急な対応をとってあげないと、けがにつながる可能性も非常に高いと思いますので、ぜひその辺、よろしくお願いします。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 私のほうから、ちょっと大きくなってしまいますので、民生費の中の子育て支援という部分で1点だけお聞きしたいんですけれども、235ページに子育て支援事業という形で7万7,300円、これ、実際に子育て支援事業という形になっていますが、子ども・子育て会議の委員の報酬費になっているわけですが、子育て支援といいますと、例えば放課後ルームであったり、保育所でもそうですし、子どもの医療費も含めて大きい部分で勝浦市のやっている子育て支援という形になると思うのですが、市の予算でやっている子育て支援という事業もあるのですが、実は市がやるということではないんですけれども、いわゆる小児科、子どもが病気になる、風邪を引く、いろんな病気になったときの勝浦市に小児科、もちろんあるんですけれども、例えば毎日先生がいらっしゃらない、何曜日と何曜日のみしか受けてくれないとかいう形が実際にありまして、幸か不幸か車で30分飛ばせば隣の大きい病院の小児科で救急も受けてくれますし、受診もしてくれるのですけれども、勝浦市の中でそういった小児科の充実というものを今後図っていただきたい。そのために、そういった勝浦市の子育て支援という部分で医師会なり病院関係との折衝といいますか、お願いといいますか、そういうことを市として行っていたきたいと思うのですが、それについてご見解をいただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。子育て支援の中のそういった子ども医療の関係ですけれども、以前行いましたニーズ調査の中でも、そういった子ども医療について、小児科がないのでというところではニーズはあるようなんですけれども、例えば塩田病院につきましても、毎日先生がいなくて、ほかのところと比べてそういった先生が少ないわけなんですけれども、一方では医療費の拡大という中では助成を拡大しているところなんですけれども、この辺について、まだ私としても塩田病院あるいは医師会のほうにはそういった要望とかはしておりませんので、今後、その辺が可能なのか、あるいはそういったことで要望していきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 今、福祉課長、ご答弁いただきましたけれども、医療費に関しても、今度中学生まで補正で拡大になりますし、そういった市の行っている子育て支援というものに対しては、だんだんだんだん充実してくれていますし、また認定こども園ができた後に、先ほど言った病児保育、病後児保育、あるいは延長保育、また一時保育等々も充実していただけるものと思いますし、ただ、病児保育を語る上でも小児科医療というものの市内の中での充実というものが必要となってくると思いますので、決算の質問の中でもすぐわかない部分もあります。また、改めて一般質問等でも取り上げたいと思いますが、課長のほうから要望もしていくとい

うようなご答弁をいただきましたので、ぜひよろしく願いいたしまして、答弁は結構でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 何点かお願いいたします。クリーンセンターの修繕費につきまして、今年度6,000万円強の決算認定が計上されているのですが、修繕費につきまして、平成25年度とさかのぼって過去の修繕費がどんなことにどれほどの額が使われているのかというのを、さかのぼって恐縮ですが、ご説明いただければと思います。

それから、499ページに、（仮称）市民文化会館交流センターの平成25年度の費用につきまして決算が出されているんですけども、これは年度がまたがって総額が支出されておりますので、現在支出された額及び今後支出される予定の額も含めまして総額で、当初の市民会館跡地に建設予定のときの予算規模と、現在進行中の交流センターの予算規模の総額がどのような額になろうとしているかということをお示しいただきたいと思います。

あと、議案第40号の国保の決算認定ですけども、黒字額が2億1,000万円余り計上されております。これを国保税の引き下げに充てるべきかと思っておりますけれども、この剰余金を国保税引き下げのために使うということについての市のご見解を伺いたいと思います。

議案第43号の水道事業会計につきましても、黒字額が1億6,000万円余り剰余金が出ております。これもまた同じ趣旨で水道料金の引き下げのために使うべきと思いますが、この点につきましての見解をお伺いしたい。

それと、水道の施設の維持改修のために平成25年度に支出された決算上の額と、それから5年程度さかのぼって、いつどのような施設改修費がどの程度支出されているのか、お伺いできればと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。齋藤清掃センター所長。

○清掃センター所長（齋藤恒夫君） お答えいたします。平成25年度を含めた過去5年間で申し上げます。平成21年度で4,950万9,721円、平成22年度で3,419万4,079円、平成23年度で4,974万2,795円、平成24年度で4,194万3,034円、平成25年度の決算で、先ほど議員からもお話がありました6,368万1,107円というふうになっております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。まず、今建設中の（仮称）市民文化会館の経費でございますけれども、平成25年度と平成26年度で既に勘定したものが約26億5,700万円程度でございます。平成26年度当初予算、これから今執行しておりますのが7,800万円程度で、合計27億3,600万円程度を見込んでおります。なお、旧市民会館建設予定の経費でございますけれども、既に歳出した金額については9,300万円程度、それに、これには建設費が入っておりませんので、建設費、当時の当初予算で16億7,000万円程度プラスしますと、旧市民会館跡地に建設した場合を想定するトータルの金額としては17億6,000万円程度、経費を要したものではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺茂雄君） お答え申し上げます。議員ご指摘のとおり、実質収支額として2億1,073万7,516円が計上されております。平成24年度の実質収支額は3億1,719万3,929円で、平成25年度の単年度収支だけを申しますと、1億645万6,413円の赤字となっております。しかし

ながら、6月補正で計上しましたとおり、国民健康保険税の本算定において、税率、所得、件数等を見直しまして、税率においては下がる方向で改正を行いました。その結果、6月補正の段階で繰越金として約1億5,000万円投入しております。したがって、実質収支額は繰越金といたしまして、現在、税の引き下げに對しまして投入しているというような状況でございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。1点目の利益剰余金の関係でございますが、利益剰余金の処分の経過についてでございますが、平成18年度決算において繰越欠損金の解消ができ、利益剰余金を生ずることができております。それにより減債積立金は平成18年度決算から、建設改良積立金は平成20年度決算から積み立てを行っております。減債積立金は、毎年度純利益の20分の1、5%を積み立てて現在まで取り崩しを行っておりませんので、今回の利益の処分案でございます360万円を積み立てますと、平成26年度末残高は2,960万円でございます。また、建設改良積立金につきましては、各年度の純利益の状況に応じまして資本的収支4条予算の補填財源として毎年度5,000万円から1億円程度積み立て、翌年度の建設投資の補填財源として留保しておるところでございます。

建設改良積立金におきましては、今回の利益の処分案で議決をいただきますと、7,000万円を積み立て、平成26年度末残高は約1億8,500万円弱となります。しかし、今回の平成25年度決算で4条予算の補填財源としまして約8,200万円を補填しておりますので、残高は1億300万円となります。また、平成26年度当初予算におきましても、資本的収支の不足する補填財源といたしまして、約2,100万円の補填を見込んでおります。新たな積み立てを行わない場合は、残高は約8,200万円となります。

以上のような経営状況でございますので、利益剰余金をもちまして料金の値下げを行うことは困難であると考えております。

次に、2点目の施設の修繕関係の過去5年間の修繕料の状況はということでございますが、主な施設であります佐野浄水場の修繕費が、平成21年度で約2,880万円、平成22年度で2,890万円、平成23年度で1,030万円、平成24年度で4,320万円、平成25年度で1,020万円と、各年度必要な修繕、補修を行っているという状況でございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） それでは、クリーンセンターの修繕につきましてですが、各年度、多少のばらつきはありますけれども、この修繕というのは、計画的な修繕というものではなくて突発的な故障によって緊急に對応しなくてはならない、そういった修繕が圧倒的なものを占めるのかどうかということと、このために運転停止に陥ったりしたようなことが多少なりとも発生しているのかどうかをお尋ねをしたいと思います。

同じくそれにつきましては、水道のほうの施設改修につきましても、2,000万円程度の支出が続いておるようですが、平成24年度4,000万円を超える支出があったとのことですが、それはどういう事情によるものであったのか、突発的な何かがあったのかどうかということをご説明いただきたいと思います。

それから、国保料金につきまして、料金の引き下げに充てることができるということですが、どの程度の料金引き下げ、どういう方にどういう程度の引き下げ効果があらわれ

ているのか、そういったことがわかれば詳しくご説明を願いたいと思います。

それから、（仮称）市民文化会館の建設事業費ですけれども、工事費等々の高騰によるものがそのうちの程度の額を占めているのか、わかれば10億円近い増加分の内訳としまして、建設コストが相当高騰しているということの影響がどの程度占めるのか、概算でも結構ですからお示しを願いたいと思います。

水道料金の剰余金を料金引き下げに充てることはできないというご答弁なんですけど、利用者が、県下で非常に高い水道料金を負担させていただいているという状況のもとで、何を置いても水道料金の引き下げという形で還元すべきものであると思いますけれども、剰余金がこの程度であると引き下げができないというのであれば、一体どういう状況になったときに引き下げ可能なのか、そういった点で、何か指標でもあるのかどうか。いつどんなときに料金引き下げが可能となるのか、その条件をお示しいただきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、齋藤清掃センター所長。

○清掃センター所長（齋藤恒夫君） お答えいたします。毎年、必要に応じた定期的な修繕部分というものがあります。あと、耐用年数等も含めまして、主にそういったものの修繕費という形になっています。緊急的な部分で申し上げますと、金額的にはそんなに大きいものではないということであります。

また、それによって、運転停止とかはなかったかということでございますけれども、修繕期間というものはごみの焼却は停止しておりますけれども、この修繕をしなかったこと、またはそれによって運転が停止してしまったということはございません。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。主な施設でございます佐野浄水場の修繕費の関係でございますが、平成24年度は4,300万円ほど、平成25年度は1,000万円ほど、毎年度施設の機械器具の計画的な更新及び突発的な工事等に対応して健全な運転管理に努めておりますので、金額のばらつきはございますが、正常な運転管理に努めてきたところでございます。

次に、料金の値下げの可能性はということでございましたが、議員、何度もご質問があるっており、高料金対策につきましては、県の高料金対策補助金等の活用が1つございます。また、さきのご質問等でもご答弁いたしましたとおり、近い将来、県内水道の統合、広域化が計画をされております。それに伴って用水供給料金が平準化されて、試算では1億円程度の軽減効果があれば、水道料金の値下げは可能になるのではないかと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木克己君） お答えいたします。国民健康保険税の引き下げの関係でございますが、平成26年度の本算定を平成25年度と比較した場合、1人当たり調定額で全体では847円の引き下げとなっております。具体的に医療給付費分では6,706円の減、また後期支援金分では3,482円の増、介護納付金では6,690円の増であります。先ほど申し上げたように、全体では847円、1人当たり調定額が減っております。

また、効果であります。今回の税率の引き下げにおいては2割軽減と5割軽減の拡充も同時に行われております。大体200万円前後の所得の方たちに手厚い引き下げ幅というふうになっております。逆に負担能力の高い所得300万円とか400万円であるとか、そのような負担能力の高い方には増税分はちょっと大きくなっております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） （仮称）市民文化会館の答弁漏れがあります。

○議長（岩瀬義信君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。工事費の高騰分につきましては、平成25年の臨時議会で1億8,000万円程度増額させていただいた経緯がございます。当初の予算に比べてトータルで1億8,000万円程度増額しているというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） （仮称）市民文化会館につきましては、大ざっぱに言って、17億円程度の予定だったものが27億円が予定され、そのうち建設コストの高騰で1億8,000万円程度含んでおるということかと思います。そういった点では、約8億円ぐらいの規模の大きな施設ということになっているということでございます。これは事実を確認できたということでもあります。

続きまして、クリーンセンター及び水道の施設の維持につきまして、修繕をしながら維持をしているということで、突発的な修繕というよりはむしろ定期的な、そして事前に手を打ちながら長らえさせながら使用しているというような様子がうかがえました。そういう点では、今後ともそういった形での修繕が続くことによって安定した運営ができればというふうに思います。

水道料金の値下げにつきましてですが、高料金対策とか事業統合ということは、今後の手だてとしてあるわけですが、現在の水道会計の中で、勝浦市は給水原価に比べまして供給単価は多少上乗せして利用者に使われているわけなんですけども、近隣の市町を見ますと、給水原価よりも安い値段で供給されているわけなんですよね。そのことが正常かどうかということはありますけれども、利用者に対して安い水を提供して、料金がそういう点では引き下がっているという結果が生まれていると思うんです。なぜほかではそういうことが起こっていて、勝浦市では給水原価と供給単価の関係がこういう関係になっているのか。よそを見ますと、なかなか理解がしがたい面があるんですけども、一般会計からの繰り入れ等によって水道料金をそういう形で引き下げているがためにそういう結果が起こっているということであれば、一刻も早く勝浦市も一般会計からの繰り入れを行って、水道料金の引き下げをやるべきではないのかと思うわけなんですけども、その給水原価、供給単価の違いが勝浦市とよそでは逆転的な違いがあるんですけども、その原因は何だというふうにお考えか、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。水道指標の中に給水原価とか供給単価という指標がございます。給水原価と申しますのは、お水を1立方メートルつくるのにかかる経費、給水原価が25年度決算では勝浦市では288.25円、供給単価と申しますのはお水を売って得た1立方メートル当たりの利益、売ったお水の値段が供給単価でございます。平成25年度決算で314.11円ということでございます。本来、公営企業の会計は独立採算制が大原則でございますので、水道料金収入で水道経営が賄える、これが大原則でございます。288円で作ったお水を314円で売っている、この差額で建設工事の補填財源、留保財源を蓄えて経営を行っているというのが勝浦市の状況でございます。

近隣のいすみ、御宿、大多喜等々、この単価が逆転しております。料金収入で経営が賄えない、独立採算制が堅持されていないと。本来であれば、料金を健全な経営の料金に値上げすべ

きところを他の市町は水道料金収入以外の収入で経営が成り立っている。極端に言えば、一般会計の繰入金であったり、県の高料金対策補助金で穴埋めをしているというのが実態ではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 私から、全般的にちょっとお聞きしたい点は、この意見書を踏まえて、平成23年、平成24年、平成25年、そしてこの中で前年度比に比べて自主財源がポイント数で10.4ポイント増加していると。ただ、私の見る範囲で、震災前、3年前から、当然25年度は上がってきているんですけど、上がっている面もこれを見た上で、自主財源にしては自動車税からたばこ税、たばこ税が上がるというのもよくわからないんですけど、固定資産税は下がっている。そして、これを判断基準に、皆さん、どう思われて次の予算組みをされていくかというのが大事な話じゃないかと、私は思うんです。そして、その中で、市税については多少上がってきている中で、たばこ税、軽自動車の普及も多くなっているかと、私は思っ、軽自動車税関係も上がっているのかなと。ただ、震災前の基準値に、今の平成25年度の決算額がどのような位置づけで戻ってきているのか。そして、固定資産関係も、今年度、平成23年度から見ますと下がってきている。そういう意味合いの分析をどのように捉えているのか。その辺、入湯税関係は震災前の数値から客数も入ってきているから上がってきているのかなという調査結果を分析できるんですけど、皆さんのほうでどのような分析の基準過程でこの辺をどう思われるのか、その辺のご意見をちょっとお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 利幸君） お答えをいたします。議員、震災ということの基準を、今、ご発言をされていましたが、市税等におきましては、特に入湯税関係におきましては、やはり震災後の変動というのは、ここ顕著になってきているということで私のほうも捉えております。しかしながら、私の財政的な観点から申し上げますと、やはり勝浦市の根幹というのが市税と交付税ということになります。そこで、交付税につきましては、平成20年9月におきましては、リーマン・ショック以降の経済対策ということで比較的厚い対応をしていただいております。多いときですと、平成22年、平成23年ですと、普通交付税で23億円ほど交付されております。しかし、今年度、要するに平成26年度ですと、それが21億3,200万円ほど、昨年ですと21億7,800万円ということで、こういう面からすると交付税のほうも下がっておりますので、こういう財政的な面から見ますと、税においては若干先ほど言ったように入湯税等でいいような動きが見られますが、ただ、交付税ということで考えますと減ってきて、さらに今後厳しい状況が続くということでは考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 確かにこれを見ますと、交付税算定は下がってきている傾向は見受けられるんですけどね。では今後、勝浦市の方向性の中で、当然税収が上がることによって交付税措置、下がってくるのかという今の課長の話だと、税収のほうは問題なく上がってきているんじゃないかと聞き取れたんですけど、その辺の観点から、では税収が上がれば交付税は当然下がるというのは本来の数字なんでしょうけど、その辺どうなんでしょう。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 利幸君） お答えいたします。確かに議員ご指摘のように、交付税におきましては、

基準財政需要額と基準財政収入額からなっておりまして、基準財政需要額に対して基準財政収入額を引いたものが基本的には交付税として来るというような形になりますので、税が基本的に上がれば、その分基準財政需要額、もし変動がないということになれば交付税は減ってくると、そのようなことになりますので、それは議員ご指摘のとおりだと思います。しかしながら、確かに昨年とその前等と税金を比べますと、平成25年度が21億4,000万円ほど、予算と比べましても数千万円増えているということで若干いいように見えますけれども、しかしながら、やはり人口の減少また高齢化等も踏まえて先行きの見通しをいたしますと、やはり基本的には伸びる要素は非常に少ないということで、財政サイドとすれば考えております。税の根幹というのはやはり割合的にも固定資産が5割、バブル期ですと7割ぐらい行ったこともあったと思いますが、やはり固定資産が、例えば土地等の値上がり等があれば、確かに税金も増えていくということも十分考えられますけれども、今の人口構成、また将来的に見据えた中におきましては、税が順調に伸びていくということはなかなか難しいのではないかとすることは、財政サイドとしては考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 確かに過疎地対策の問題から、税収の問題、人口割合の問題からどうするかというのが、勝浦市の課題の中で、過疎地の調書をつくる中でもあるんでしょうけど、実際、固定資産税も顕著に前年から伸びている状態で、ここで下がっているというのはどういう話なのかというのを、わかれば教えていただきたいなと思うんですけれど。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木克己君） お答えいたします。固定資産税は、これまで毎年調定額が減ってきておりました。しかも、数千万単位で落ちていたのが現状です。その理由といたしましては、地価の下落、これに加えて不景気によるものと思うのですが、新規の設備投資がない。いわゆる償却資産のほうの税収、課税客体が落ちていたと。あと、それに加えて、家屋のほうの再建築費、これに国のほうで係数を掛けるんですが、この係数が1のときもあれば0.9台のときもあり、そういう国の係数により家屋分の調定額は減少してきたところです。ここに来て、平成25年度においては、地価の下落がある程度、底どまりの傾向に来ております。それに加えて償却資産の落ち幅も太陽光発電の設備投資が昨今ありますので、そこでの歯どめがかかってきておるのが現状です。したがって、固定資産税に関しましては、これまでよりは若干ずつであります。上がっているものというふうに見込んでおります。ただ、懸念材料といたしましては、土砂災害危険区域の指定が、勝浦市においては全部指定されると341カ所と、筆数にすれば恐らく1万筆近く行くのではないかと見込んでおり、今現在で1,500筆ぐらいがかかっています。これがエリアに指定されると、宅地であれば、宅地のみですが、評価額の5%を減じることになっていますので、全て指定され終わったときに、宅地の評価額は下がる。太陽光発電のものをプラスと、今回の土砂災害の絡みでの減額分、どれくらいになるかわかりませんが、そういう懸念材料もあるということになっています。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第39号ないし議案第42号、以上4件

の決算認定について、議案第43号の利益の処分及び決算認定につきましては、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、本案につきましては、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、勝浦市議会委員会条例第5条第1項の規定により、板橋甫議員、黒川民雄議員、佐藤啓史議員、土屋元議員、戸坂健一議員、藤本治議員、吉野修文議員、以上、7人の議員を指名いたします。

なお、本案につきましては、地方自治法第98条の検査権を付与したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、本案につきましては、地方自治法第98条の検査権を付与することに決しました。

休 会 の 件

○議長（岩瀬義信君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月17日から9月24日までの8日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、9月17日から9月24日までの8日間は休会することに決しました。

9月25日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（岩瀬義信君） 本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時01分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第30号～議案第43号の上程・質疑・委員会付託

1. 休会の件